

「均等割額の軽減特例」の変更について

後期高齢者医療制度では、制度創設時の暫定的な措置として様々な軽減特例措置を講じてきました。しかし、高齢化の進展に伴い、被保険者数が増え、医療費が増加していくなかで、後期高齢者医療制度を安定的に運営するために見直されたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

均等割額の軽減特例はどのように変わるのか

制度本来の7割軽減の一部の対象者の方は、令和2年度において7.75割の軽減特例を適用していましたが、令和3年度以降は、制度本来の7割軽減に移行します。

対象者の所得要件	均等割額の軽減割合 【()内は軽減後の均等割額】		
同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額	制度本来の軽減割合	令和2年度	令和3年度以降
【43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】以下(令和2年度は33万円以下)	7割 (12,510円)	7.75割 (9,380円)	7割 (12,510円)
うち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)			

よくある質問

～保険料の計算・納付について～

Q 均等割額の軽減判定基準が変わっている理由を教えてください。

A 平成30年度の税制改正に伴って、これまでの軽減判定基準では均等割額の軽減に該当しにくくなる方がいるため、税制改正に伴う影響が出ないように、軽減判定基準の変更を行いました。
変更内容は次のとおりです。

(変更内容)

- 基礎控除額を33万円から43万円に増額しました。
- 世帯の被保険者または世帯主に、給与所得がある方または公的年金等所得がある方が2人以上いる場合には、2人目以降から1人につき10万円を加算した基準額で判定する計算を追加しました(0人または1人の場合は税制改正に伴う影響がないため加算も減算も行いません)。

《埼玉県外に引越した場合》

引越した前月分までが埼玉県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越し後の都道府県にて新たに計算されます。また、納付方法は当分の間、納付書等による納付(普通徴収)となります。

Q 年度途中で引越した場合、保険料はどうなりますか?

A 引越しの状況によって次のように異なります。

《同じ市町村内で引越した場合》

年間の保険料額及び納付方法は変わりません。

《埼玉県内の別の市町村に引越した場合》

年間の保険料額は変わりませんが、引越した前月分までの保険料は引越し前の市町村での納付、それ以降は引越し後の市町村での納付となります。また、引越し後の市町村での納付方法は当分の間、納付書等による納付(普通徴収)となります。

《埼玉県外に引越した場合》

引越した前月分までが埼玉県での保険料となり、引越した月以降の保険料は引越し後の都道府県にて新たに計算されます。また、納付方法は当分の間、納付書等による納付(普通徴収)となります。

Q 所得の申告をしませんでしたが、保険料に影響はありますか?

A 令和3年度の保険料は、被保険者の令和2年中の所得に基づいて算出します。また、均等割額の軽減は、世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。

被保険者及び世帯主の所得の申告をされていない場合は、正しく保険料を算出することができません。令和3年1月1日時点でのお住まいの市町村へ所得の申告をしていただきますようお願いします。所得の申告の結果、保険料の軽減が適用され、保険料を納めすぎていることが判明した場合はお返し(返付)します。

年金からの天引きの条件に該当する方については、加入後一定の期間経過後、自動的に切り替わります。

保険料を納めていないと……

保険料を納めていただいている被保険者には、通常の保険証に代わり有効期間の短い(4か月)保険証を交付することができます。

さらに保険料の滞納が続く場合には、資格証明書を交付することもあります。

資格証明書を使用しての受診は、診療にかかる医療費をいったん、全額自己負担していただくことになります。

このほか滞納処分(財産の差押等)を行うことがあります。

*後期高齢者医療保険料の納付義務者は被保険者のほか、世帯主や被保険者の配偶者(連帯納付義務者)も含まれます。滞納が続くと被保険者だけでなく連帯納付義務者に対して滞納処分を行うことがあります。

保険料納付のご相談について

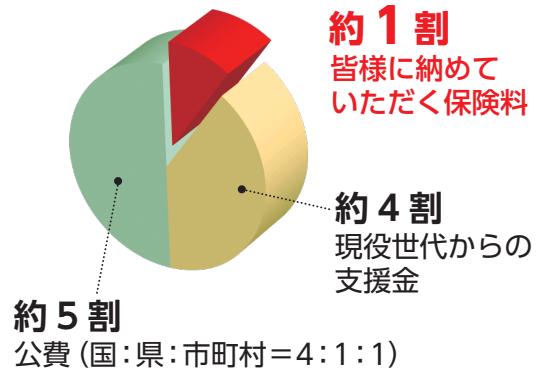
火災や自然災害等の被災や事業の休廃止、長期入院等による被保険者または生計維持者の収入の著しい減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められる方は、申請により保険料が減免となる場合があります。

くわしくは、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へご相談ください。

保険料は大切な財源です

後期高齢者医療にかかる費用(医療機関等で支払う患者負担分を除く)には、約5割の公費(国、県、市町村)が充てられています。また、約4割は現役世代からの支援金でまかなわれ、残りの約1割を保険料として被保険者の皆様に納めていただきます。

■後期高齢者医療制度の財源



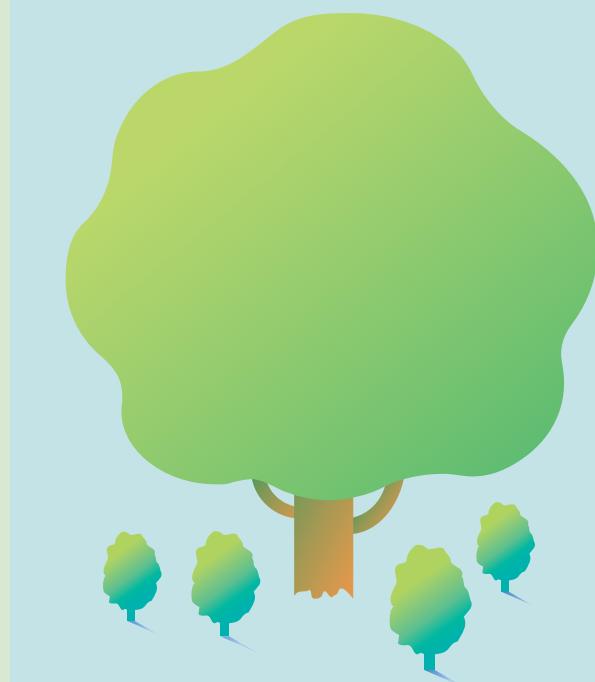
お問い合わせは、
お住まいの市町村の後期高齢者医療担当
または以下へお尋ねください。

埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5
埼玉県浦和合同庁舎4階
☎048-833-3120

*制度の見直しにより、今後内容が変更される場合があります。

令和3年度

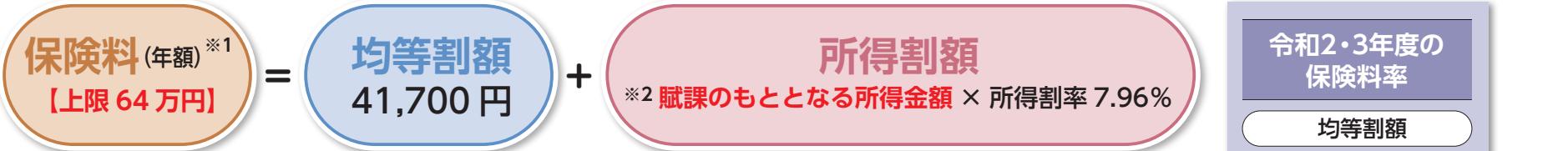


後期高齢者医療制度 保険料のしおり

埼玉県後期高齢者医療広域連合

保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が負担いただく「均等割額」と被保険者の令和2年中の所得に応じて負担いただく「所得割額」の合計額をもとに、令和3年4月から翌年3月までの12か月分（加入月数に応じて減額されます）が、被保険者一人ひとりに賦課されます。



※1 「保険料(年額)」に100円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

※2 「賦課のもととなる所得金額」とは、令和2年中の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額(43万円^(注))を控除した額のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。

(注) 合計所得金額が2,400万円を超える方は、段階的に基礎控除額が縮小されます。

例 公的年金収入(280万円)のみの方の場合

$$\text{公的年金収入}(280\text{万円}) - \text{公的年金等控除額}(110\text{万円})^* - \text{基礎控除額}(43\text{万円}) = \text{賦課のもととなる所得金額}(127\text{万円})$$

※年齢(令和3年1月1日時点で65歳未満の方)や公的年金収入額等に応じて公的年金等控除額は異なります。

保険料が軽減される場合があります

① 均等割額の軽減について

所得の少ない方は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の令和2年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、次のとおり保険料の均等割額が軽減されます。

均等割額軽減割合	軽減判定基準（～部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します）	軽減後の均等割額
7割	基礎控除額(43万円)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	12,510円/年
5割	基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	20,850円/年
2割	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)	33,360円/年

※「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等のことです（株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります）。なお、専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。

※「総所得金額等」は基礎控除前のもので、所得割額算定にかかる「賦課のもととなる所得金額」とは異なります。

※令和3年1月1日時点で65歳以上の方の公的年金等所得については、公的年金収入額から公的年金等控除額を差引き、さらに15万円（高齢者特別控除）を差引いた額を軽減判定の所得とします。

※年金・給与所得者の数とは、同一世帯内の被保険者及び世帯主のうち、給与所得がある方（給与収入が55万1千円以上）または、公的年金等所得がある方（公的年金収入が令和3年1月1日時点で65歳以上は125万円超、65歳未満は60万円超）の数です。

※軽減判定は、当該年度の4月1日（新たに制度の対象になった方は資格取得時）における世帯状況により行います。

② 被用者保険の被扶養者の軽減について

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険の被扶養者であった方の保険料額は、以下のとおりです。

均等割額	5割軽減（後期高齢者医療制度に加入してから2年を経過する月まで） ※左記の「①均等割額の軽減について」の表に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。
所得割額	かかりません（負担なし）

被用者保険とは…

- 全国健康保険協会（協会けんぽ）
- 各健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険のことです。

※市町村国民健康保険・国民健康保険組合は対象となりません。

保険料の納め方

保険料の納付方法は、年金からの天引きにより納めていただく「特別徴収」が原則となります。ご加入後の一定期間は、口座振替または納付書等により納めていただく「普通徴収」となります。納付方法は、保険料の決定通知に記載されていますので、ご確認ください。

●年金からの天引きによる納付（特別徴収）

特別徴収の対象となる方

次のすべてに該当する方

①介護保険料が年金から特別徴収されている方

※後期高齢者医療保険料と同じ市町村であることが必要です。

②後期高齢者医療保険料額と介護保険料額の1回(期)当たりの特別徴収の合計額が、介護保険料が特別徴収されている年金（受給額が年18万円以上）の1回当たりの受給額の2分の1以下の方

納め方

- ・年6回の年金の受給時に、年金の受給額から保険料が差し引かれ、被保険者に代わり年金保険者が市町村へ納入します。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

- 令和3年度の保険料額が決定していないため、仮算定した保険料額（または2月の特別徴収額）となります。

- 決定した令和3年度の保険料額から仮徴収分を引いた額を3回に分けて差し引きます。

保険料の納め方を特別徴収から普通徴収（口座振替）に変更することもできます。 (市町村への申請が必要です)

特別徴収から口座振替に変更した方で、残高不足等により引落しができず、保険料が納め忘れとなってしまった場合は、特別徴収に変更することができますので、口座振替日・残高にご注意ください。
口座振替日については、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

●口座振替または納付書等による納付（普通徴収）

普通徴収の対象となる方

次のいずれかに該当する方

①特別徴収の対象とならない方（左の「特別徴収の対象となる方」に該当しない方）

②以下に該当する方等

（普通徴収となる場合の例）

- ・特別徴収から口座振替への変更手続きをされた方
- ・被保険者資格を取得した後、一定期間が経過するまでの方
※特別徴収の対象となる方も一定期間は普通徴収となります。
- ・市町村が変わる引越しや保険料の減額等により特別徴収が中止となった方
- ・特別徴収の方で、保険料が年度途中で増額となった方
※特別徴収と普通徴収で納めていただきます。

納め方

- ・口座振替または、納付書等により納期限内に市町村が指定する金融機関等で納めていただきます。

口座振替をおすすめします

- 普通徴収の方には、保険料の納め忘れがない口座振替をおすすめします。
- 口座振替の手続きについては、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当にご確認ください。